

令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会(以下「協議会」という。)は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の喚起を図るため、ウィズコロナ時代を意識した3密を避けた屋外の観光施設や体験型アクティビティ等の立ち寄りを目的とする、旅行会社による県内旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づき旅行業の登録を受けている旅行事業者とする。

(助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長(以下「会長」という。)が承認した旅行商品を対象とする。

ただし、同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。

- (1) 要綱制定日から令和4年3月31日までに実施する旅行商品であること。
- (2) 立寄地がすべて茨城県内の募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品であること。
- (3) 1旅行商品あたり10名以上の送客があり、原則、茨城県内のバス事業者を利用すること。
- (4) 茨城県内の屋外観光施設や体験型アクティビティに1箇所以上立ち寄り、新規性・独創性の高い旅行商品であること。
- (5) 各種業界等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守し、かつ旅程に含まれる施設等については、茨城県の実施する「いばらきアマビエちゃんシステム」を導入する施設に限ること。また、参加者全員(添乗員含む)についても同システムの登録を施設ごとに行わせること。
- (6) 販売商品には本助成制度が適用となっている旨、広報媒体等に記載すること。
- (7) 参加した旅行者への聞き取り等を行い、様式第4号の2により、結果報告書を作成し提出すること。

2 1事業者につき助成を受けることができる回数は、最大2商品までとする。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は、送客実績に応じて下表により算定する。

助成金額(1人あたり)	上限額(1商品あたり)
旅行代金(税込)の1/2(上限5千円)※千円未満切り捨て	200千円

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、旅行商品販売日の10日前または令和3年

7月7日のいずれか早い日までに提出すること。(該当日が閉庁日の場合その前日)

なお、予算の執行状況により実施期間後に追加募集を行う場合は、協議会事務局長が別に定める。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内に催行される当該地域を発着地とする旅行商品について、協議会は本事業の執行を中止・停止することがある。

3 前項の規定により、旅行商品を中止・停止した場合、そのキャンセルによって旅行事業者に生じた損害のうち、協議会が認めた事業について、助成予定額の1/2の範囲内で、協議会が負担するものとする。

4 同条第1項及び第2項の規定により、事業の変更又は中止をした場合は、協議会は助成事業者に対して、令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業変更(中止)通知書(様式第4号)を送付するものとする。

(終了報告)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業終了報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金額を確定し、令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業助成額確定通知書(様式第6号)により、当該交付決定を受けた団体に通知する。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して14日以内に令和3年度体験王国いばらきツアー応援事業助成金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 11 条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第 12 条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から 5 年間これを保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 6 月 11 日から施行する。